

森林経営管理制度(森林経営管理法)と 森林環境譲与税について

令和元年8月2日
日田市林業振興課

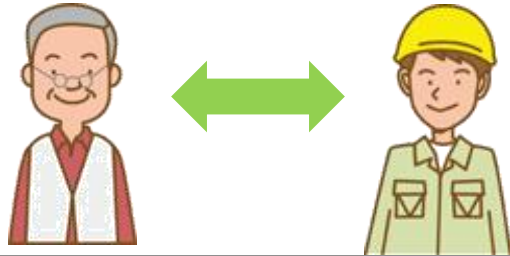
【森林経営管理制度とは】

- ・森林所有者が経営する意欲がなく、現状で引き受け手がな
い手入れ不足の育成林(人工林等)について、市町村が仲
介役となり、健全な状態に整備しようとする制度
- ・平成30年5月に森林経営管理法が成立
- ・平成31年4月から施行

【森林環境譲与税とは】

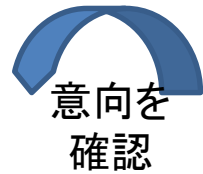
- ・森林経営管理制度(森林経営管理法)を踏まえ、市町村が行
う森林整備等に必要な財源に充てるため創設
- ・目的税となり、用途は法令で定める範囲内で、地方自治体に
一定の裁量。(1)市町村は①森林整備、②①を促進する人材
育成、木材利用、普及啓発 (2)県は市町村の支援等なり、そ
の範囲内で独自に事業を構築。
- ・平成31年3月27日に森林環境税及び森林環境譲与税に関
する法律が成立。平成31年4月1日施行。
- ・平成31年度中から地方自治体へ譲与開始予定

森林経営管理制度（新たな森林管理システム）とは



これまでは森林所有者自ら、
又は民間事業者に委託し経営管理

新たな制度を追加



経営管理を
委託



市町村

林業経営に
適した森林



経営管理を
再委託



意欲と能力のある
林業経営者

林業経営に
適さない森林



市町村が自ら管理

経営管理が行われていない森林について
市町村が仲介役となり森林所有者と担い手と繋ぐシステムを構築

森林経営管理制度と森林環境譲与税の概念図

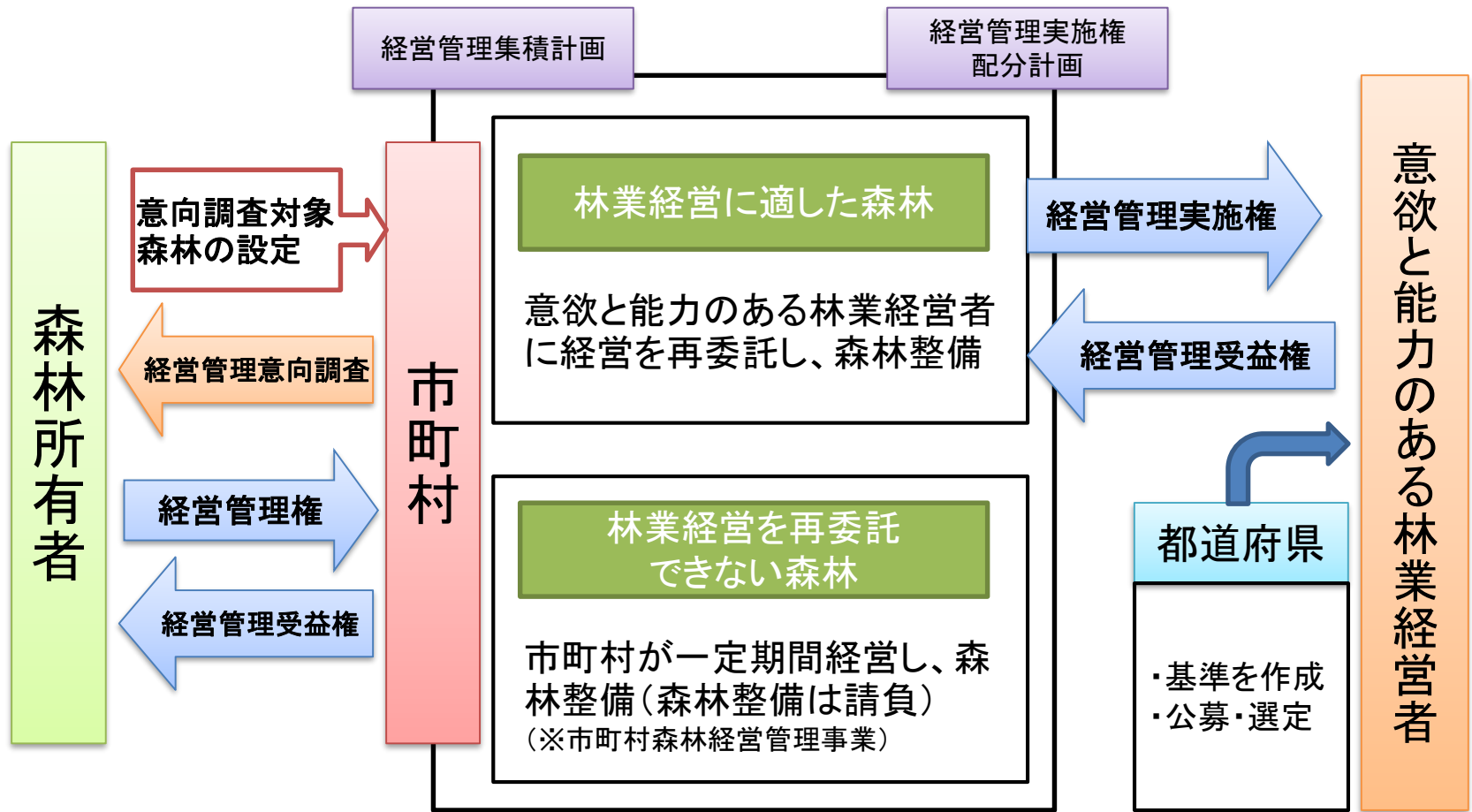
森林所有者	経営者	森林整備の財源	森林経営の方向
経営意欲あり	森林所有者自ら・経営委託先事業者	通常の公共事業等の補助事業	森林経営の集積・集約化、路網整備を進めて、林業的利用を積極展開(人工林として維持)
経営意欲なし	市町村が再委託した事業者		森林環境譲与税
	市町村		

森林経営管理法

注：森林環境譲与税の用途は森林経営管理法に基づく森林整備に限られたものではなく、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第34条第1項において、市町村は森林の整備に関する施策、森林の整備を担うべき人材の育成及び確保、森林の有する公益的機能に関する普及啓発、木材の利用の促進その他の森林の整備の促進に関する施策に要する費用に充てなければならないとされている。

森林経営管理制度(森林経営管理法)の仕組み

(適時の伐採・造林・保育の実施)
 経営管理の責務を明確化



- 注1:「意向調査対象森林」とは、施業履歴や森林の現況等から、森林のもつ機能の発揮の観点から経営管理が行われていない未整備森林。
- 注2:「経営管理権」とは、立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育等を一定期間のあいだ行う権利であり、市町村が意向調査を経て森林所有者から取得
- 注3:「経営管理実施権」とは、市町村の委託を受けて伐採等を実施する権利であり、林業経営者に設定する権利。
- 注4:市町村は経営管理集積計画や経営管理実施権配分計画において、具体的な経営期間や施業の内容、金銭の授受(販売経費と経営経費を算定)等を規定。

所有者が不明な森林等に係る特例

共有者不明森林

所有者不明森林

不明者の探索
(相当な努力が払われたと認められるものとして政令で定める方法)

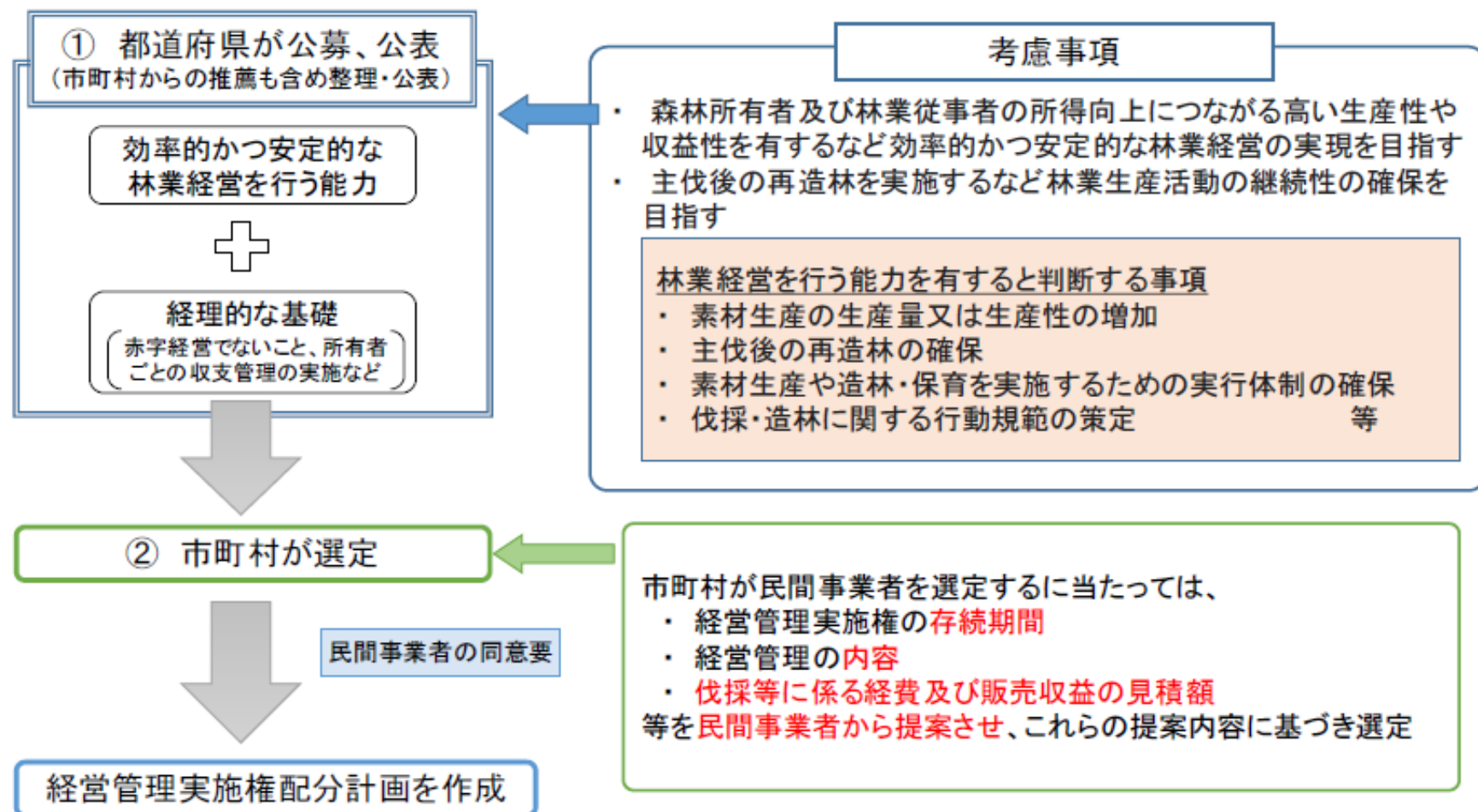
経営管理集積計画の公告
(森林整備の内容に加え、不明者に係る森林の所在地等)

都道府県知事の裁定

経営管理権を市町村が取得

意欲と能力のある林業経営者の選定

- ① 都道府県が、経営管理実施権の設定を希望する民間事業者を公募し、一定の要件に適合する者を公表
- ② 市町村は、公表されている者の中から、再委託する民間事業者(林業経営者)を選定



●大分県林業経営体選定名簿

○登録林業経営体

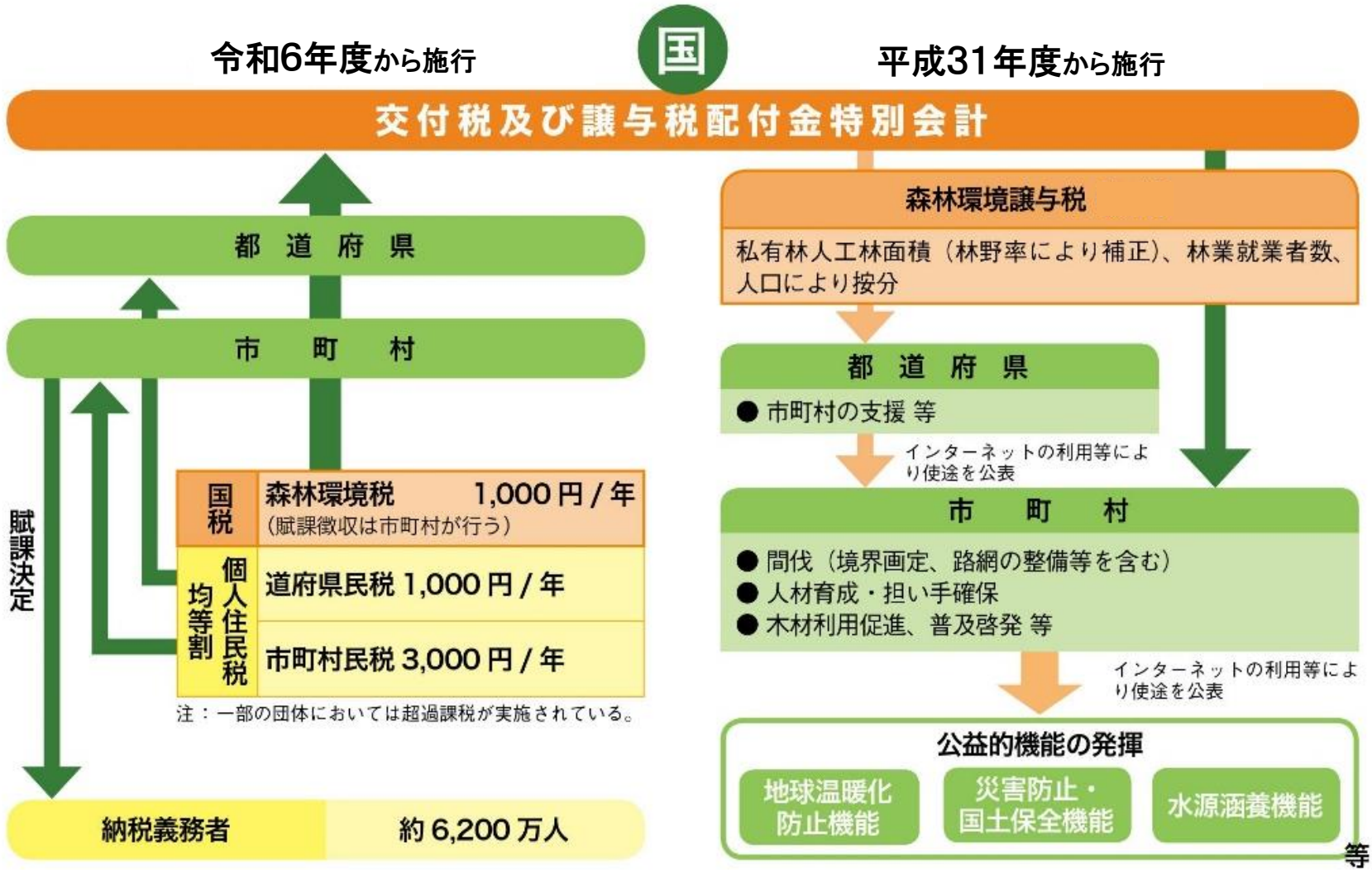
登録番号	商号又は名称	代表者氏名	主たる事業所の所在地	電話番号	経営管理実施権の設定を希望する市町村
登録-1	佐伯広域森林組合	戸高 壽生	佐伯市宇目大字南田原283-2	0972-54-3326	佐伯市
登録-2	西高森林組合	佐々木 敏夫	豊後高田市鼎322	0978-22-2355	豊後高田市、杵築市
登録-3	中津造林有限会社	衛藤 正明	宇佐市院内町羽馬礼129-2	0978-42-6866	中津市、宇佐市
登録-4	東国東郡森林組合	丸小野 宣康	国東市国東町小原4423-1	0978-72-3750	国東市
登録-5	山国川流域森林組合	溝渕 二十三	耶馬溪町大字柿坂138-1	0979-54-3032	中津市
登録-6	有限会社堀木材	志賀 陽太	竹田市萩町馬場487-7	0974-68-2242	竹田市
登録-7	株式会社エフバイオス	島崎 知格	豊後大野市三重町菅生1-39	0974-22-7343	県内17市町村(姫島村除く)
登録-8	株式会社ジオグリーン	後藤 稔	豊後大野市三重町百枝2106-3	0974-22-3367	県内18市町村
登録-9	竹田市森林組合	衛藤 昭二	竹田市大字飛田川12246-7	0974-62-2833	竹田市
登録-10	大野郡森林組合	志賀 義和	豊後大野市三重町菅生123	0974-22-1243	豊後大野市、臼杵市
登録-11	株式会社かわも林業	河面 光治	大分市大字旦野原400-3	097-568-6709	大分市、臼杵市、由布市、豊後大野市、竹田市
登録-12	有限会社うすき林業	後藤 裕輔	臼杵市野田53-12	0972-83-5310	大分市、臼杵市、佐伯市、豊後大野市
登録-13	「アール&エフ」株式会社 (臼杵事業所)	小出 浩平	臼杵市野津町亀甲4013-1	0974-24-3020	臼杵市
登録-14	おおいた森林組合	近藤 和義	由布市庄内町大龍1711-1	097-582-0900	大分市、由布市
登録-15	株式会社伊万里木材市場	林 雅文	由布市庄内町大龍1208-1	097-586-2210	県内18市町村
登録-16	九州林産株式会社	古賀 稔久	由布市湯布院町中川815-1	0977-84-3161	由布市、九重町、玖珠町
登録-17	日田市森林組合	井上 明夫	日田市大字庄手850-5	0973-23-5168	日田市
登録-18	株式会社トライ・ウッド	安心院 剛	日田市上津江町川原2810-1	0973-55-2656	日田市
登録-19	日田郡森林組合	江田 邦光	日田市天瀬町五馬市300	0973-26-7878	日田市
登録-20	玖珠郡森林組合	日野 二憲	玖珠郡玖珠町大字大隈1199-1	0973-72-2344	玖珠町、九重町
登録-21	株式会社リタプラス	藤川 靖治	日田市大山町西大山3836-1	0973-52-3535	日田市
登録-22	株式会社大村林業	大村 征四郎	日田市天瀬町塚田1443	0973-57-3303	由布市、日田市
登録-23	久大林産株式会社	工藤 洋一	玖珠郡九重町大字野上3452	0973-73-4350	大分市、別府市、杵築市、日出町、中津市、宇佐市、由布市、竹田市、日田市、玖珠町、九重町
登録-24	株式会社酒井林業	酒井 貴央	玖珠郡玖珠町大字太田241-1	0973-72-6418	日田市、玖珠町、九重町
登録-25	宇佐地区森林組合	小嶋 近海	宇佐市安心院町田ノ口250	0978-44-0200	宇佐市

※大分県ホームページより



森林環境税及び森林環境譲与税の仕組み

森林整備等のために必要な費用を、国民一人一人が広く等しく負担を分任して森林を支える仕組み



森林環境譲与税について

- 譲与総額: 森林環境税の全額に相当する額 (全国ベースで約600億円)
- 譲与団体: 市町村 及び 都道府県
- 使 途: (市町村)間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用
(都道府県)森林整備を実施する市町村の支援等に関する費用
- 譲与基準: (市町村)総額の9割に相当する額を私有林人工林面積(5/10), 林業就業者数(2/10),人口(3/10)で按分
(都道府県)総額の1割に相当する額を市町村と同様の基準で案分
- 森林環境税の徴収が始まるまでの令和5年度までは、交付税及び譲与税配布金特別会計における借入金により、地方自治体へ配分する。

- 日田市への譲与見込額 (大分県内で最多)

	R元~3	R4~6	R7~10	R11~14	R15以降
市譲与税見込	82,962千円	124,441千円	176,292千円	228,143千円	279,994千円



森林環境譲与税の各年度の譲与額と市町村及び都道府県に対する譲与割合及び基準

- 市町村の体制整備の進捗に伴い、譲与額が徐々に増加するように借入額及び償還額を設定。
- 森林整備を実施する市町村の支援等を行う役割に鑑み、都道府県に対して総額の1割を譲与。
(制度創設当初は、市町村の支援等を行う都道府県の役割が大きいと想定されることから、譲与割合を2割とし、段階的に1割に移行。)
- 用途の対象となる費用と相関の高い客観的な指標を譲与基準として設定。



市町村： 都道府県の割合	80 : 20					85 : 15					88 : 12			90 : 10		
市 町 村 分	160	160	160	240	240	240	340	340	340	340	440	440	440	440	540	→
都 道 府 県 分	40	40	40	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	→

- 市 町 村 分
- 50% : 私有林人工林面積 (※林野率による補正)
 - 20% : 林業就業者数
 - 30% : 人口
- 都道府県分 — 市町村と同じ基準

※ 税収は粗い見込み値であり、計数全般について借入金利息を勘案していない。

※ 課税開始初年度である平成36年度は、市町村への納付・納入が行われるのが6月以降であり、都道府県を経由して国の譲与税特別会計に払い込まれるまで時間を要すること等から、平年度化後の税収 (約600億円程度) の概ね半分の約300億円の譲与額となることが見込まれる。

【森林環境譲与税の活用にあたっての基本的考え方】

- ①森林が多い大分県は、**森林整備に直結する用途を優先的に検討することが重要**(東京23区等山がない地域は木材利用)
- ②市町村が**包括的な目的の中で、地域の事情に応じて事業内容を構築**(事業要件等は自ら整理)
- ③**具体的な用途は公表義務あり**(増税に対する国民への説明責任、マスコミの関心あり)
- ④目的税については会計検査の可能性あり
- ⑤未整備森林の整備につながる事業であることを整理することが適当
- ⑥主伐から再造林という通常の森林施業に係るものは既存事業の活用が前提
- ⑦森林環境譲与税による整備は全額公費でありモラルハザード防止のため、**森林整備に伴う収益は森林所有者に戻らないことが基本**(ただし、林業経営が成り立たない条件不利地での事業であり、伐採収入が事業経費を上回ることは通常考えられない)

【森林環境譲与税の用途のイメージ】

①森林整備

間伐、路網整備、里山林整備、所有者の意向調査、境界画定など

②人材育成・担い手確保

各種研修の実施、研修機材等の整備、安全装備への支援、就業環境の改善など

③木材利用の促進

木造公共施設や木質内装化、木製家具等の整備及び補助、公共施設の燃料としての木・竹材の調達・利用など

④普及啓発

森林・林業に関する学習・体験活動、植樹・育樹活動、交流活動など

⑤市町村の実行体制整備

専門職員の雇用又は業務委託、協議会の設置・運営など

【優先順位】

【高】①森林整備、⑤市町村の実行体制整備

【中】②人材育成・担い手確保

【低】③木材利用の促進、④普及啓発